

〇〇 **企業会計** 〇〇

上段:収益/中段:費用/下段:差引

(単位 千円 %)

会計区分	当初予算	伸び率
市立病院 事業	4,694,062	3.1
	5,018,930	1.4
	324,868	
モーターボート 競走事業	39,753,251	18.6
	39,660,981	18.7
	92,270	
工業用 水道事業	127,390	1.1
	175,193	5.9
	47,803	
水道事業	1,804,631	2.6
	2,047,361	1.7
	242,730	
下水道事業	2,367,614	皆増
	2,618,712	皆増
	251,098	

下水道事業は平成17年度から企業会計に移行

〇〇 **特別会計** 〇〇

(単位 千円 %)

会計区分	当初予算	伸び率
国民健康 保険事業	7,358,693	4.5
老人保健 事業	7,373,871	0.6
農業集落 排水事業	446,898	3.6
簡易水道 事業	177,071	2.7
介護保険 事業	4,415,901	11.3

老人保健事業は75歳以上の方の医療費を負担する会計です。

特別会計・企業会計

下水道事業会計が平成17年度より公営企業法の一部適用になり、17年度より特別会計から企業会計に移行されました。

農業集落排水事業は、農村地域における農業用排水の水質保全や、トイレの水洗化など生活環境を改善するために排水処理施設を整備する事業で、下水道事業とは区別されます。

条

例

個人情報保護条例が

制定されました

大村市個人情報保護条例

個人情報保護法とは、個人の権利と利益を保護する為に個人情報取得し取り扱っている事業者に対し、様々な義務と対応を定めた法律です。平成17年4月より全面施行されました。基本的には本人である個人の権利を定める法律ではなく、事業者が守らなければならぬ義務を定め、それに違反した場合には行政機関が処分を行なうという性格を持っています。事

業者は、この法律により、利用目的の特定および制限、適切な取得取得に際する利用目的の通知または公表、安全管理、第三者提供の制限などの義務を果たさなければならず、違反すると行政処分が下されます。

大村市においても、市が保有する個人情報の保護を図る目的で条例を制定するにいたしました。この条例では、コンピュータで処理された情報に止まらず、手作業で処理されたものも保護の対象に含め、自身自身の情報の開示、訂正、利用停止の手続きや救済措置について規定し、更に職員等の不正な取扱いについて罰則を設けるなどの内容となっております。施行は周知期間を設けて、平成17年10月1日からとなります。

【問い合わせ】

総務課 (内線211)

高齢者活動支援施設の

利用者の範囲が拡大されます

大村市高齢者活動支援施設条例の一部を改正する条例

高齢者の生きがい活動支援施設として、平成12年7月に伊勢町ふれあい館、翌年7月に中地区ふれあい館を開設して、元気な高齢者